

改正

令和4年10月19日告示第205号

館林市ネーミングライツ事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市の財源確保を図るため、ネーミングライツ事業を実施することについて、必要な事項を定めるものとする。

(事業の内容)

第2条 ネーミングライツ事業とは、市と契約した民間事業者等（以下「スポンサー」という。）に本市の施設の愛称を決定する権利を付与し、当該スポンサーからその対価を得ることをいう。

(事業の基本原則)

第3条 ネーミングライツ事業は、市の財産である当該施設の本来の事業目的に支障が生じない方法により実施するとともに、対象となる施設の公共性を考慮し、社会的な信頼性及び事業推進における公平性を損なわないよう行うものとする。

2 ネーミングライツ事業により市が得た対価は、市有施設の運営及び維持管理に要する費用の一部に充てるものとする。

3 市は、ネーミングライツ事業の契約期間中は、愛称を使用するものとする。

4 市は、ネーミングライツ事業の契約期間中であっても、条例に規定されている当該施設の名称は変更しないものとし、必要に応じて条例に規定されている名称を使用できるものとする。

(事業の対象等)

第4条 ネーミングライツ事業の対象とする施設等は、スポーツ施設、文化施設、公園その他の市が所有する公共施設で、市長が選定したものとする。

(ネーミングライツ事業の契約期間)

第5条 ネーミングライツ事業の契約期間は、原則5年とする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、当該契約期間を伸縮することができる。

(規制業種又は事業者)

第6条 館林市広告掲載基準要綱（平成19年館林市告示第114号）第3条に規定する業種又は事業者については、スポンサーとなることができない。

(募集)

第7条 市は、ネーミングライツ事業の実施に当たり、募集要領を作成し、市の広報紙、ホームページへの掲載その他の方法により、広く募集を行うものとする。

2 募集期間を終了しても応募がなかった場合は、条件の見直し、再募集の実施、募集の中止等を行うものとする。

(申込み)

第8条 ネーミングライツ事業に応募しようとする事業者等は、館林市ネーミングライツ事業応募申込書（別記様式第1号）に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

(審査会)

第9条 前条の申込みは、館林市ネーミングライツ事業審査会でその内容を審査する。

2 前項の館林市ネーミングライツ事業審査会は、館林市附属機関設置条例（平成30年館林市条例第26号）第2条第2項の規定に基づき、その都度、規則で置くものとする。

(採用に関する決定)

第10条 市長は、前条の審査会の審査結果を参考にして契約の相手方を決定し、館林市ネーミングライツ事業採用決定通知書（別記様式第2号）により採用者に通知するものとする。

(契約の締結)

第11条 市長は、前条の規定により採用を決定したスポンサーとの間で、ネーミングライツ事業に関する契約を締結するものとする。

2 指定管理者制度を導入している施設においてネーミングライツ事業を実施するときは、契約締結前に本市、指定管理者及びスポンサーの間で必要な事項について協議するものとする。

(費用負担区分)

第12条 ネーミングライツ事業に伴う市とスポンサーの費用負担の区分は、別表のとおりとする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、スポンサーとの協議により、費用負担の区分を変更することができるものとする。

(命名権料の支払)

第13条 スポンサーは、当該年度分のネーミングライツ料を一括で支払わなければならない。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、特に必要と認めるときは、スポンサーとの協議により、支払方法、支払額及び支払期限を別に定めることができる。

(契約の解除)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、ネーミングライツ事業に関する契約を解除することができる。

- (1) 指定した期日までに命名権料の支払がないとき。
 - (2) スポンサーの社会的又は経済的信用が著しく失墜する事由が発生したとき。
- 2 市長は、前項の規定により契約を解除したときは、館林市ネーミングライツ事業採用取消通知書（別記様式第3号）によりスポンサーに通知するものとする。
- 3 第1項の規定により契約を解除したときは、既に支払われたネーミングライツ料は返還しない。
（原状の回復）

第15条 スポンサーは、第5条の規定による契約に係る期間を満了し、又は前条1項の規定により契約が解除されたときは、直ちにその対象施設等を原状に回復させなければならない。
（契約の更新）

第16条 スポンサーは、当該施設等に係る次回のネーミングライツ事業の募集に際して市と優先的に交渉することができるものとする。
（権利の譲渡等の禁止）

第17条 スポンサーは、ネーミングライツの権利を譲渡してはならない。
（その他）

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和4年10月19日告示第205号）

この要綱は、告示の日から施行し、令和4年10月1日から適用する。

別表（第12条関係）

区分	市	スポンサー
ネーミングライツ料		○
敷地内外の表示（施設看板、道路標識等）の変更費用（注1）		○
パンフレット等の市の印刷物及び市ホームページの表示変更費用（注2）	○	

注1 敷地内外の表示の変更は、市、関係機関等と協議の上、変更可能な表示について行う。また、新規看板等の設置については、設置の可否も含め市、関係機関等と協議の上、決定する。
なお、屋外への愛称看板設置については、群馬県屋外広告物条例（昭和24年群馬県条例第40号）等の関係法令を遵守しなければならない。

注2 残部数、切替え時期等を考慮し、協議の上、決定する。

館林市長 様

所在地：

事業者名：

代表者職氏名：

館林市ネーミングライツ事業応募申込書

館林市ネーミングライツ事業実施要綱第8条の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申込みをします。

施設名（正式名称）		
愛称案		
愛称の理由		
応募金額		1年当たり 円（消費税及び地方消費税は別途）
希望契約期間		年 月 日から 年 月 日まで （ 年 か月）※原則5年
連絡先	担当者	
	部署	
	TEL・FAX	TEL： FAX：
	E-mail	

（添付書類）

- 事業者等の概要を記載した書類 登記事項証明書（法人である場合に限る。）
- 前年度分の市税の納税証明書 直近1事業年度分の決算報告書及び事業報告書
- ネーミングライツの応募理由（様式自由）

年 月 日

様

館林市長

館林市ネーミングライツ事業採用決定通知書

年 月 日付けで提出のあったネーミングライツ事業の申込みについて、次のとおり決定しましたので、館林市ネーミングライツ事業実施要綱第10条の規定により通知します。

施設名（正式名称）	
愛称	
契約期間	年 月 日 ～ 年 月 日
契約金額	1年当たり 円（消費税及び地方消費税は別途）

第 号
年 月 日

様

館林市長

館林市ネーミングライツ事業採用取消通知書

年 月 日付け 第 号で採用の決定があったネーミングライツ事業については、次の理由により採用を取り消したので、館林市ネーミングライツ事業実施要綱第14条第2項の規定により通知します。

契約解除年月日	年 月 日
施設名（正式名称）	
愛称	
契約解除理由	